

○公益財団法人東京都医学総合研究所研究奨励寄付金取扱要綱

平成14年3月22日

要綱第37号

改正 平成17年3月25日16医研本第1045号 平成23年3月30日22医研本第1569号
平成24年3月15日23医学研研第1024号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「財団」という。）が受け入れる研究奨励寄付金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 民間団体等 商法等に基づき設立された株式会社等の民間企業、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により設立された公益財団法人等の団体をいう。
- (2) 研究奨励寄付金 公益財団法人東京都医学総合研究所寄付金等取扱要綱に基づき受け入れる寄付金のうち、民間団体等から研究所の研究職員に対し研究奨励を目的として交付されるものをいう。

(受入れの制限)

第3条 次の各号に掲げる条件が付されている寄付金は、研究奨励寄付金として、これを受け入れることができない。

- (1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲渡すること。
- (2) 寄付金による研究の結果、得られた特許権、実用新案権を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄付金の申込みの後、寄付者が寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (4) その他、理事長が研究上支障があると認める条件。

(寄付の申し込み)

第4条 研究奨励寄付金の寄付申し込みは、寄付申込み者が研究奨励寄付金寄付申込書（別記1号様式）により、理事長に対して行うものとする。

(受入の決定及び受託)

第5条 理事長は、前条の申込みがあった場合は、その寄付金の受け入れについて外部研究費受入審査会設置要領（平成23年3月31日付22医研本第1568号）に基づく審査会に付議し、

審査会が受入れを適当と認めたときは、受け入れを決定するものとする。

(受領書の交付)

第6条 理事長は、研究奨励寄付金を受け入れた時は、寄付金の寄付者に対し、直ちに研究奨励寄付金受領書（別記第2号様式）を交付しなければならない。

(研究奨励寄付金の使途)

第7条 研究奨励寄付金の使途は、一般の研究費と同様とする。

(会計処理)

第8条 研究奨励寄付金は、使途を明らかにするとともにその支出内容を証明する書類を整理して保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、財団法人東京都医学研究機構研究費等取扱要綱（平成11年4月1日要綱第22号）については、これを廃止する。

附 則（平成17年16医研本第1045号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年22医研本第1569号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年23医学研第1024号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。